三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A	A
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）		
第三四類			
	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A	
第三五類			
三五・〇一	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素		
三五・〇二	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	A	A
三五〇三・〇〇	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体	A	A
	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇二項のカゼイングルーを除く。）	X	A
	ゼラチン（写真用のものに限る。）及びゼラチン誘導体	A	X
	魚膠及びアイシングラス	A	X
	その他のもの	A	X
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）	Q	A
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	X	A
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉	R	A
	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	X	A
	その他のもの	A	A
三五〇五・二〇	膠着剤		
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）	A	A
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		
第三六類			
	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A	A
第三七類			
	写真用又は映画用の材料	A	A
第三八類			
	各種の化学工業生産品	A	A
第三九類			
三九・〇一	プラスチック及びその製品		
三九〇一・一〇	エチレンの重合体（一次製品に限る。）	B7	六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率よりも高いときは、当該従量税率）
	比重が〇・九四未満のポリエチレン	B7	二・八％
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B7	六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率よりも高いときは、当該従量税率）
	その他のもの	B7	二・八％
	比重が〇・九四以上のポリエチレン	B7	六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率よりも高いときは、当該従量税率）
三九〇一・二〇			

三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体	B7	二・八％
三九〇一・九〇	その他のもの	B7	二・八％
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇二・一〇	ポリプロピレン	B7	二・八％
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン	B10	二・八％
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体	B7	二・八％
三九〇二・九〇	その他のもの	B7	二・八％
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）		
三九〇三・一一	ポリスチレン		
	多泡性のもの	B7	三・九％
三九〇三・一九	その他のもの		
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	B7	六・五％
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体	B7	二・八％
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体	B7	三・一％
三九〇三・九〇	その他のもの	B7	三・一％
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）	B7	三・一％
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）	A	三・一％
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）	A	三・一％
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A	三・一％
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	A	三・一％
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A	三・一％
三九一〇・〇〇	シリコーン（一次製品に限る。）	A	三・一％
三九・一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	三・一％
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	三・一％
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	三・一％
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A	三・一％
三九・一五	プラスチックのくず	A	三・一％
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A	三・一％
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A	三・一％
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材	A	三・一％
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A	三・一％